



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 19 日 (木曜日) 第 90 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (“ ”) 1	
○保安林の指定予定の通知 (3 件) …………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	
人事委員会規則	
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則…………… 2	
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 2	

告 示

宮崎県告示第 217号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 2 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
林 和生 (みなと鍼灸整骨院)	日向市江良町 3 丁目 52 番 2	令和 2 年 2 月 21 日
蛭原 啓大 (いろは鍼灸整骨院)	日南市吾田東 5 丁目 2 - 2 - 1 TK コーポ C 棟 101 号	令和 2 年 3 月 3 日

宮崎県告示第 218号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例によることとされた場合を含む。) の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 2 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	廃止年月日
芹口 盛宏 (みなと鍼灸整骨院)	日向市江良町 3 丁目 52 番 2	令和元年 12 月 28 日
池田 登士秀 (みなと鍼灸整骨院)	日向市江良町 3 丁目 52 番 2	令和元年 12 月 28 日

宮崎県告示第 219号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字横谷 4 36
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 220号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字河内 1467-1 (次の図に示す部分に限る。)、1467-5
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 221号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字畑の尾3024-28(次の図に示す部分に限る。)、3024-26、3024-29、3024-52、3024-54、3024-57、3024-59、3024-63、3024-67、3024-68
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 222号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 3 月 19 日から同年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
109	県道	飯野松山都城線	都城市梅北町5811番23地先から同市同町 169番地先まで	旧	21.4~111.1	2,277.3
				新	13.4~99.9	2,277.3

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 19 日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第 4 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年宮崎県人事委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(研究職給料表の適用範囲)</p> <p>第 2 条 研究職給料表は、次の各号に掲げる試験研究機関その他人事委員会が定めるものに勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、医療職給料表(一)の適用を受ける者及び管理職手当に関する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第 2 号)の規定による管理職手当に係る区分が 1 種から 3 種までの職にある者を除く。</p> <p>(1) 衛生環境研究所</p> <p>(2)~(8) [略]</p>	<p>(研究職給料表の適用範囲)</p> <p>第 2 条 研究職給料表は、次の各号に掲げる試験研究機関その他人事委員会が定めるものに勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、医療職給料表(一)の適用を受ける者及び管理職手当に関する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第 2 号)の規定による管理職手当に係る区分が 1 種から 3 種までの職にある者を除く。</p> <p>(1)~(7) [略]</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 19 日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第 5 号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第 1 (第 5 条の 3 関係)				別表第 1 (第 5 条の 3 関係)					
組織区分	給料表	職	加算割合	組織区分	給料表	職	加算割合		
知事部局	行政職	[略]		知事部局	行政職	[略]			
		出先	[略]			出先	[略]		
		機関	副所長、副園長、支 所長、課長、センタ ー長、支場長、駐在 所長、教頭、学科長 、教授、教務主幹、 総務主幹			[略]	機関	副所長、副園長、支 所長、 <u>部長</u> 、課長、 センター長、支場長 、駐在所長、教頭、 学科長、教授、教務 主幹、総務主幹	[略]
		[略]				[略]			
	[略]		[略]		[略]				
	[略]		[略]		[略]				
	医療職 (二)	[略]		医療職 (二)	[略]				
		出先	[略]		出先	[略]			
		機関	副所長、課長、教授 、主任専門員		[略]	機関	副所長、 <u>部長</u> 、課長 、教授、主任専門員	[略]	
		[略]			[略]				
[略]		[略]		[略]					
[略]		[略]		[略]					
[略]		[略]		[略]					

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

--	--